

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年11月2日	株式会社キンキエクスプレス (法人番号8150001017236) 代表者平内運恵	奈良県五條市小島町 100番地の33	本社	奈良県葛城市柿本85 番地25	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和4年4月21日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)	1	1
令和4年11月9日	有限会社小田総業(法人番号7120902016653)代表者小田貞恵	大阪府池田市渋谷二丁目8番11号	本社	大阪府池田市渋谷2丁目8番11号	輸送施設の使用停止 (150日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和4年3月8日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(7)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(11)(12)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(13)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(14)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	15	15

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年11月14日	株式会社カシックス(法人番号7130001010243)代表者藤田周士)	京都府京都市南区上鳥羽南鉾立町15	京都店	京都府京都市伏見区横大路千両松町97番地	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年8月23日及び令和4年4月21日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	4	4
令和4年11月15日	株式会社YAMATSU(法人番号5122001007825)代表者寺崎末広	大阪府東大阪市若江南町3丁目2番20号	本社	大阪府東大阪市若江南町3丁目2番20号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年4月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)(2)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	1	1
令和4年11月15日	株式会社大塚産商(法人番号1150001020675)代表者大塚正人	奈良県奈良市法華寺町354番地	本社	奈良県奈良市芝辻町3丁目6番15号	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和4年5月23日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)(7)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(8)(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(運転適性診断の受診状況)(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	11	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年11月16日	株式会社共和通商(法人番号5040001044203)代表者龍崎信吾	千葉県成田市小菅字細田1381-24	関空	大阪府泉佐野市上瓦屋661-1-405	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年5月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	4	4
令和4年11月18日	有限会社松浦建材(法人番号3120002075091)代表者松浦芳治	大阪府枚方市津田西町1-27-22	本社	大阪府枚方市津田西町1-27-22	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年5月18日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	9	9
令和4年11月21日	株式会社進藤建材(法人番号9130001055278)代表者進藤明	京都府京都市山科区勧修寺冷尻18番地の4	本社	京都府京都市山科区勧修寺冷尻18番地の4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和4年5月31日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備不良車両等【不正改造のもの】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第40条～43条、第47条)	4	4
令和4年11月21日	株式会社アドバンス(法人番号5122001031115)代表者村山竜也	大阪府大東市諸福1丁目5番29号	神戸	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和892-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年8月10日及び同年8月30日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年11月22日	有限会社井上運送(法人番号7120002077984)代表者井上健司	大阪府守口市佐太東町1-31-1	茨木	大阪府茨木市島1丁目21-26	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年5月16日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(7)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	7	7
令和4年11月22日	株式会社新桜(法人番号3140001115326)代表者田井正始	兵庫県神戸市中央区港島中町1丁目2-15	本社	兵庫県神戸市中央区港島中町1丁目2番地15	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年9月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年11月24日	株式会社立明(法人番号9120901037764)代表者細川竜男	大阪府箕面市栗生外院3丁目7-14	栗生外院	大阪府箕面市栗生外院6-2-41	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月24日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年11月28日	株式会社尼崎ローリー(法人番号4140001047361)代表者中条一樹	兵庫県尼崎市東海岸町11番地	本社	兵庫県尼崎市東海岸町11番地	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年5月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
令和4年11月29日	有限会社神農物流(法人番号1120002009654)代表者神農隆資	大阪府大阪市生野区巽中2丁目5番34号	本社	大阪府東大阪市水走4丁目4番1	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年5月25日及び同年7月19日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	18	18